



平成 29 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ノムラシステムコーポレーション
代表者名 代表取締役 野村 芳光
(コード番号：3940 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 関口 由実
(TEL. 03-6277-0133)

監査等委員会設置会社への移行に伴う
「内部統制システム整備の基本方針」一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 28 日開催の第 32 回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行致しました。

これに伴い平成 29 年 3 月 28 日の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」を一部改訂することを決議致しましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
 - ② 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。
 - ③ 「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止策活動を推進します。
 - ④ 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進します。
 - ② 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。
 - ③ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
 - ② 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を

取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。
 - ② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
 - ③ 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。
5. 監査等委員である取締役 がその職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査等委員である取締役 が必要とした場合、監査等委員である取締役 の職務を補助する使用人を置きます。
 - ② 監査等委員である取締役 の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員である取締役の同意を得た上で行き、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
6. 取締役及び使用人が 監査等委員である取締役 に報告するための体制、その他 監査等委員である取締役 への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役 の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
 - ② 監査等委員である取締役 は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。
7. 監査等委員である取締役 への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関し、いかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。
8. 監査等委員である取締役 の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役 は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。
9. その他 監査等委員である取締役 の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員である取締役 は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧します。
 - ② 監査等委員である取締役 は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ① 金融商品取引法その他の法令に基づき内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
 - ② 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
11. 反社会的勢力への対応

- ① 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。